

## 日本学生支援機構「給付型奨学金」に関する Q&A

### Q1 大学への納付金は全て減免の対象となりますか？

A1 当制度における減免の範囲は、大学の学則により設定している「授業料」と「入学料」であり、これ以外の施設維持費や諸会費等は減免の対象となりません。

### Q2 入学金の減免は、回数に制限がありますか。

A2 進学先の入学金が1回のみ減免されます。

複数校に合格した場合でも、実際に進学した大学等の入学金が対象です。

過去に他の大学等で入学金減免の支援を受けていれば、2回目の支援は受けられません。

### Q3 留学生は新制度の支援対象になりますか。

A3 留学生（「留学」の在留資格を持つ者）については、今回の支援措置の対象にはなりません。日本国籍を有しない場合であっても一定の在留資格等に関する要件を満たす場合は、新制度の支援対象となりますので、日本学生支援機構奨学金の募集要項を確認してください。

### Q4 在学中はずっと支援を受けられるのでしょうか。

A4 支援期間の上限は、原則、支援対象の学生等がその在学する大学等の正規の修業年限を満了するために必要な期間となります。ただし、日本学生支援機構が行う適格認定により、支援対象外となる場合があります。

### Q5 これから修学支援新制度による授業料減免を受けたい場合はどうしたらよいですか。

A5 日本学生支援機構の給付型奨学金の新規申込は、入学後も可能です。

大学で新規申し込み説明会を実施いたしますので、必ず参加してください。

文部科学省ホームページにもより詳しく Q&A が掲載されております。  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/1409388.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1409388.htm)

